環　　境

環境保全
清掃事業

環　　境　　保　　全（環境課）

1　環境施策の計画的な推進

「美しい山形をつくる基本条例」（昭和63年制定）の趣旨のもと、市民・事業者・行政それぞれの役割と環境施策の方向性を明らかにする「第４次山形市環境基本計画」（計画期間：令和３年度～令和12年度）を策定し、本市の良好な環境をつくるために、「めざす将来の環境像」とその実現のための５つの基本目標を掲げ、総合的かつ計画的に環境施策を推進している。

５つの基本目標ごとの評価指標の目標値について令和７年度に改定する。

＜第４次山形市環境基本計画＞

⑴　めざす将来の環境像

「みんなで創る　豊かな自然と笑顔輝く　持続的発展可能なまち」

⑵　「美しい山形をつくる基本条例」の主旨に基づく計画の基本理念

「いのち」、「いこい」を大切にし、市民・事業者・行政が「いっしょに」なって、豊かな自然を守り続け、人と自然とが「いつまでも」共存する持続的発展が可能な社会を創る。

⑶　めざす将来の環境像実現のための５つの基本目標と10年後のめざす姿

【基本目標１：脱炭素社会（ゼロカーボンシティ）】

10年後のめざす姿：脱炭素に向けた取組みが進む地球にやさしいまち

【基本目標２：循環型社会】

10年後のめざす姿：３Ｒ活動が推進され限りある資源を大切にするまち

【基本目標３：自然との共生】

10年後のめざす姿：豊かな自然の恵みを未来につなぐまち

【基本目標４：生活環境の保全】

10年後のめざす姿：健康で快適に暮らせるうるおいあるまち

【基本目標５：環境意識の向上】

10年後のめざす姿：情報が共有化され環境にやさしいライフスタイルが広がるまち

2　地球温暖化対策（地球環境の保全、循環型社会の実現）

⑴　山形市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、山形市域全体を対象として、温室効果ガスの排出抑制等の施策を推進するために、平成24年３月に「山形市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を策定し、様々な施策に取り組んできた。

国において地球温暖化対策計画の改定や2050年カーボンニュートラル宣言など、新たな削減目標を掲げたことから、地球温暖化対策を取り巻く国内外の動向に速やかに対応し、地球温暖化防止に向けた施策をより一層推進するため、令和４年度に計画を見直している。

「温室効果ガス排出量」の削減目標達成に向けた取り組みの基本方針として「省エネルギーの推進と脱炭素型のライフスタイルへの転換」、「再生可能エネルギーの普及・促進」、「循環型社会の構築」、「脱炭素型の交通交流基盤の整備」、「みどり豊かな環境整備」を掲げ、市民、事業者、行政がそれぞれ主体として取り組む施策や対策を盛り込み、推進している。

① 非ＦＩＴ型太陽光発電設備導入補助事業

市内の自宅又は事業所に非ＦＩＴ型（自家消費型）の太陽光発電設備や当該設備に附属する蓄電池、エネルギーマネジメントシステムを設置した方に対し、補助を行っている。

② 省エネ高効率設備導入補助事業

市内の自宅又は事業所等に省エネ性能の高い高効率設備（空調機器、照明機器、給湯機器）を設置した方に対し、補助を行っている。

③ 建築物遮熱・断熱対策補助事業

市内の自宅又は事業所の屋根や窓等に遮熱・断熱対策を導入した方に対し、導入に要する費用の４分の１の額（上限20万円）の補助を行っている。

④ 脱炭素推進宅配ボックス普及促進事業（オープン型宅配ボックス設置事業）

市有施設へオープン型宅配ボックスを設置することにより物流における温室効果ガス排出削減を図る。

⑤ 「デコ活」普及・啓発事業

「脱炭素社会（ゼロカーボン）」実現に向けた取り組みの推進と定着を図るため、国民運動「デコ活」の普及・啓発等により、市民や事業者の地球温暖化防止への意識を高め、家庭生活や事業活動における温室効果ガス削減につながる行動変容を促すため普及・啓発事業を行っている。

⑵　山形市環境マネジメントシステムによる進行管理

山形市役所では平成15年にＩＳＯ１４００１を認証取得し、環境に配慮した行政運営を行ってきたが、その後、その運用で培った経験に基づいて独自の環境マネジメントシステムを構築し、平成21年度から運用している。これにより、山形市役所をはじめとした市有施設のエネルギーコストの削減や環境目標の達成を図り、職員の環境意識の向上と、環境法令の整備や環境汚染につながる緊急事態を想定した訓練を通して、油の流出事故等に対する備えがなされるなどの成果をあげている。

⑶　山形市役所地球温暖化対策実行計画（事務事業編）

「山形市役所地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」は、山形市役所の事務事業に伴い排出される温室効果ガスの削減を図るため、「地球温暖化対策の推進等に関する法律」に基づき策定している。本計画は、令和２年３月に策定した第５期実行計画のもと、平成25年度を基準に令和２年度から令和12年度までの11年間で51％の削減を目標に掲げ、「再生可能エネルギーの活用」をはじめ、「建築物の省エネルギー対策の徹底」、「省エネルギー設備導入の推進」、「公用車の省エネルギーの推進」等の取組方針のもと、市有施設への太陽光発電設備の導入や市有施設のＬＥＤ化、電動車の導入などの取組を進めることとしている。

エコ・サマーアクションの実施

山形市役所では、「山形市役所地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」に基づき、年間を通して節電等の取り組みを実施している。特にエネルギー使用量が増加する夏場には、「冷房使用時の事務室・会議室の室内温度を28℃に設定する」、「終業時にブラインドやカーテンにより日光を遮閉し、冷房効果を高める」などの職員一人ひとりの取り組みによる「エコ・サマーアクション」を実施し、市有施設の温室効果ガス排出量の削減と職員等の環境に配慮した活動の意識高揚を図っている。

令和７年度は、「プラスワンアクション」として、省エネや節電の取組をチェックシートで所属ごと環境リーダーによる定期点検を実施することにより、職員への意識づけを図り、デコ活を推進している。

⑷　市有施設へのＬＥＤ照明導入事業

一般照明用の水銀灯は令和３年から既に製造、輸出入が禁止されており、一般照明用の蛍光灯においても令和10年から製造、輸出入が禁止されるため、水銀灯や蛍光灯のＬＥＤ化は喫緊の課題となっている。

また、山形市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）（令和５年３月改定）では、令和12年度までに市有施設におけるＬＥＤや高効率照明の導入割合100％を目指すこととしている。

当該目標の達成に向けて市有施設全体の照明のＬＥＤ化を実施するにあたり、効果的かつ経済的に事業推進を図るため、南沼原コミュニティセンターを対象に照明ＬＥＤ化モデル事業を実施し、事業手法の有効性について検証を行うこととしている。

３　自然保護（自然との共生、快適な生活環境の創造、環境学習・教育・交流の推進）

本市の貴重な財産である豊かな自然を保全し、人と自然が共存共栄していくための事業を実施している。

⑴　鳥獣保護及び有害鳥獣対策

「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づき、鳥獣の保護及び人的被害や農作物被害防止のため、山形県から権限移譲された有害鳥獣の捕獲許可を行っている。

また、有害鳥獣による生活環境被害の軽減や未然防止のため、地域が主体となる防除対策を促す『地域鳥獣被害対策指導業務』を行い、地域ぐるみで実践するための土壌づくりを目指している。

①　鳥獣保護区域の設定
　鳥獣保護区　３カ所　　狩猟鳥獣捕獲禁止区域　３カ所　　特定猟具使用禁止区域　８カ所　　合計　14カ所

②　令和６年度の捕獲許可鳥獣
　イノシシ、ニホンザル、ツキノワグマ、ニホンジカ、ハクビシン、タヌキ、カラス、ムクドリ、ヒヨドリ

③　地域鳥獣被害対策指導業務
　令和６年度　東沢地区で野生動物の専門家による研修会・実地指導を行い、防除対策等を助言

④　地域ぐるみ鳥獣被害対策事業費補助
　地域発意で実施する有害鳥獣の被害防除活動について、それに要する費用の一部を、主体となる団体へ補助
　令和６年度　山寺地区　高瀬地区　楯山地区　蔵王地区

⑤　タヌキ・ハクビシン捕獲費補助
　獣害駆除業者に捕獲駆除を依頼するに要する費用の一部を補助
　令和６年度　10件

⑵　自然観察会

市民を対象に自然環境学習会を開催し、自然環境の関心を高め、自然保護意識の啓発を図っている。

令和６年度　千歳山自然観察会（２回開催）

⑶　樹木・樹林の保存

都市の美観と風致の維持を図るため、「山形市樹木の保存に関する要綱」（昭和54年策定）に基づき、市内の主要な樹木・樹林、いけがきを保存樹・保存樹林等に指定し、市街地の緑の保全に努めている。

また、樹木の所有者または管理者に対して、昭和59年に制定した「山形市樹木保存事業補助金交付規定」により、周辺に危険が及ぶような枝の伸長や倒木の恐れのある樹木について、剪定や伐倒費用の一部を、５万円を上限に補助金として交付している。

令和６年度　４件　10本

４　環境美化（快適な生活環境の創造）

⑴　空き缶等散乱防止対策事業

空き缶、たばこの吸い殻、ペットのふん等の散乱のない山形を目指し、「山形市空き缶等散乱防止条例」（平成９年３月制定）に基づき、啓発を中心に各種事業を実施している。

また、美化モデル区域として、中心商店街、霞城公園、市役所・文翔館前、山形駅東口・西口広場を指定しており、そのうち中心商店街全域及び市役所・文翔館前、山形駅東口・西口広場では、路上禁煙マナーストリートとして歩きタバコを禁止する区域を設定し、美化推進員と連携しながら路上禁煙及び環境美化意識の向上を呼びかけている。

⑵　山形市を美しくする運動の推進

市・市民・事業者が一体となって環境美化に取り組むため、山形市を美しくする運動推進委員会を組織し、清潔で明るい豊かな郷土をつくり市民生活の向上を目指し、山形市を美しくする運動を推進している。

①　蔵王山クリーン作戦の実施

蔵王山一帯(地蔵山・観松平・中央高原・盃湖・温泉街等)の優れた自然景観を保全するため、市民・企業・ボランティア団体の協力を得て美化清掃を行いながら、自然を大切にする意識の啓蒙を図っている。

昭和50年より実施。(令和７年度　６月７日実施　参加者611名　参加団体25団体　ゴミ量80kg)

②　功労表彰

環境美化や緑化に関わる活動について顕著な功績が認められる個人もしくは団体等に対し表彰を行い、美化意識の浸透と醸成を図っている。

令和６年度表彰　１個人　19団体

５　公害の防止（快適な生活環境の創造）

公害関係法令に基づき各種調査を行うとともに、事業所に対し公害を未然に防ぐための調査・指導を行っている。また、市民からの悪臭や騒音等に関する苦情への対応を行っている。

⑴　大気汚染や水質汚濁等の環境監視を目的とした調査

各種調査の結果、概ね良好である。

①　大気調査

ア　一般環境大気自動測定局による調査　３地点　通年調査

イ　ＰM2.5成分分析調査　１地点　年２回

ウ　有害大気モニタリング調査　２地点　年12回

②　水質調査

ア　河　　川　18河川　１湖沼　25地点（14地点を年12回、10地点を年４回、湖沼は年７回）

イ　農業用水堰　６堰　７地点　年２回

ウ　地　下　水　18地点　年１回

③　騒音及び振動調査

〔自動車交通騒音調査〕10路線　12地点　　〔一般環境騒音調査〕14地点　３年ごと（令和４年度実施）

④　悪臭調査

臭気確認　１地点　年１回

⑤　ダイオキシン類調査

〔大気〕１地点　年２回　　〔河川〕１地点　年１回　　〔地下水〕１地点　年１回　　〔土壌〕２地点　年１回

⑵　公害関係法令及び公害防止協定に基づく監視調査

各種調査の結果、排出基準を超えた５事業所に対し指導している。

①　公害関係法令に基づく立入調査

ア　大気汚染防止法（ばい煙発生施設）　３事業所の立入調査を行い、排出基準の超過はなかった。

イ　水質汚濁防止法　　34事業所の立入調査の結果、５事業所で排水基準の超過があり指導を行った。

ウ　ダイオキシン類特別措置法　２事業所の立入調査の結果、排出基準の超過はなかった。

②　公害防止協定に基づく立入調査

（公害防止協定締結事業所数　９組合21事業所）

ア　大　気　１事業所

イ　水　質　14事業所（うち12事業所は水質汚濁防止法に基づく立入調査と重複）

ウ　悪　臭　１事業所

⑶　公害苦情処理状況

悪臭や騒音等の公害に関する苦情94件を受理し、現場対応を行った結果、概ね改善している。

公害種別では、悪臭18件、騒音33件、水質汚濁９件、大気汚染２件、振動３件、その他29件となっている。

⑷　地盤沈下対策事業

市内の地盤沈下の現状把握や抑制を目的に、観測井と水準測量による地下水位や地盤沈下調査を実施するとともに、地下水の適正利用促進を図っている。

観測の結果、地下水位は概ね安定化傾向にある。過去に沈下が見られた市北西部の地盤沈下は沈静化傾向で推移している。

①　地盤沈下及び水位観測（観測井）８地点　10観測井

②　地盤沈下水準測量（２年に分割して実施）

〔調査地点数〕30地点　　〔平均変動量〕-7.4㎜/２年

③　山形地域地下水利用対策協議会の運営（会員143事業所）

ア　地下水使用の合理化

イ　地下水位の観測（８事業所）

ウ　地下水涵養調査

清　　掃　　事　　業（循環型社会推進課・廃棄物指導課）

1　ごみ処理の考え方（循環型社会推進課・廃棄物指導課共通）

市民・事業者・行政の３者が連携して、３Ｒ（リデュース・リユース・リサイクル）の一層の推進により、ごみを出さないライフスタイルへの転換を図るとともに、資源化に取り組み、環境にやさしい循環型社会の構築を目指している。

⑴　ごみの排出抑制対策

【近年の主なあゆみ】

平成７年４月　　ごみの分別区分を３分別から７分別区分に変更
平成８年10月　　粗大ごみの収集運搬を有料化
平成11年10月　　ペットボトルを新たな分別区分に追加
平成20年４月　　古紙類の分別収集実施により９分別区分に変更
平成22年７月　　家庭系ごみの有料化実施

⑵　廃棄物等発生量

（単位：ｔ）

区分／年度	廃棄物等発生量（山形市）					
	家庭系ごみ		事業系ごみ		集団資源回収等	計
	可燃ごみ	不燃ごみ	可燃ごみ	不燃ごみ		
Ｒ６	41,120	6,073	20,709	439	7,183	75,524
	47,193		21,148			

⑶　処理量・資源化量

（単位：ｔ）

区分／年度	処　理　量			資源化量(山形市分)		民間処理(委託)(山形市分)	計
	焼却(山形市分)	埋　立		資源回収古紙類等	資源物(鉄・ｱﾙﾐ等)		
		山形市分	受託分 ※				
Ｒ６	64,207	1,051	3,514	7,183	5,838	100	81,894
		4,565		13,021			

※ 受託分には、溶融飛灰を処理した後の埋立物等を含む。

⑷　ごみ処理手数料（令和７年４月１日現在）

①　山形市が収集、運搬を行う場合

家庭系ごみ

極小１袋につき　　10円（もやせるごみ、埋立ごみ）
小１袋につき　　20円（もやせるごみ、雑貨品・小型廃家電類、プラスチック類、埋立ごみ）
大１袋につき　　35円（もやせるごみ、雑貨品・小型廃家電類、プラスチック類）
特大１袋につき　　60円（もやせるごみ）
上記のごみの中で袋に入らないごみ１品目につき　　60円

粗大ごみ

１品目につき　　2,000円以内で規則で定める額

②　上野最終処分場へ搬入し処分を受ける場合

不燃性のごみ等埋立処分　　20㎏までごと　　200円

③　山形広域環境事務組合の処理施設へ搬入し処分を受ける場合

一般ごみ・粗大ごみ等焼却処分　　10㎏までごと　　140円
犬猫等の死がい焼却処分　　１体につき　　3,000円
水銀含有ごみの処分　　１㎏までごと　　250円

⑸ 家庭系ごみ証紙の販売

【販売店舗数】　378店舗（令和７年４月１日現在）

①　家庭系ごみの有料化に伴う手数料収入実績及び充当先（令和６年度）

	金　　額(円)	説　　明
手数料収入（有料ごみ袋）	376,793,500	令和６年度手数料収入

充　　当　　先	令和６年度 手数料歳入充当額(円)	説　　明
清掃総務に要する経費	237,993,534	ごみ袋の調達・製品管理委託　等
ごみ減量等推進事業費	45,247,463	資源回収奨励、生ごみ処理機購入補助、 雑がみ回収広報袋の作成、 ごみ減量・もったいないねット山形運営費補助　等
環境衛生に要する経費	562,136	不法投棄等原状回復業務委託　等
塵芥収集に要する経費	92,990,367	ごみ収集委託、ごみ集積所助成事業、ごみ出し支援事業　等
合　　計	**376,793,500**	

②　家庭系ごみ排出量の推移

	家庭系ごみ排出量	前年度対比	平成 21 年度対比
令和６年度	47,193ｔ	△ 1.5%	△ 19.5%
令和５年度	47,912ｔ	△ 5.9%	△ 18.3%
令和４年度	50,896ｔ	△ 1.4%	△ 13.2%
平成 21 年度	58,653ｔ	－	－

※平成22年７月から有料化

③　ごみ袋の支給

家庭系ごみの有料化に伴い、生活保護世帯や高齢者世帯等の負担軽減を図るため、世帯全員が住民税非課税かつ所得がない世帯に対し、ごみ袋の支給を行う。

対象世帯数　　8,716件（令和７年４月１日現在）

２　ごみ処理施設（循環型社会推進課・廃棄物指導課）

⑴ 上野最終処分場（埋立処理施設）

所　在　地　　山形市蔵王上野字南坂738番地
埋立方式　　セル方式
敷地面積　　185,201㎡
埋立地面積　　43,970㎡
埋立容量　　506,471㎥
しゃ水方法　　二重しゃ水シート（ダブルライナー）構造
浸出水処理方法　生物処理（接触酸化方式）＋凝集沈殿処理＋高度処理
処理能力　　100㎥／日
主要設備　　ア　漏水検知システム　　イ　場内監視設備
　　ウ　計量機　30ｔ／基　　エ　モニタリング設備
　　オ　ガス抜き設備
建設年月日　　着工　平成８年９月　　竣工　平成10年３月
建設費　　土木工事　　2,295,899千円
　　浸出水処理施設工事　　877,560千円
　　計　　3,173,459千円

⑵ 立谷川埋立物等保管施設

所　在　地　　山形市大字十文字字韮窪北3455番地21
敷地面積　　1,551.25㎡
建物面積　　50.05㎡

3　ごみ減量対策（循環型社会推進課）

⑴　生ごみ処理機購入に対する支援

家庭から排出される生ごみの減量化及び肥料化を促進するため､家庭系生ごみ処理機等の購入に対し補助を行っている。

生ごみ処理機補助実績表（令和６年度）

電気式生ごみ処理機（基）		コンポスト容器（基）	ＥＭボカシ容器（組）	合　計
乾燥式	バイオ式			
44	0	16	1	61

⑵　生ごみやさいクル事業

家庭から排出される生ごみの減量化及び堆肥化を推進するため、平成24年６月から開始した。電気式（乾燥式）生ごみ処理機で生成された「乾燥生ごみ」１kgと地元産の新鮮野菜等（100円相当）を交換し、交換後の生成物を肥料として循環利用する。

乾燥生ごみ回収状況（令和６年度実績）

重量	うち野菜等との交換件数
1965.5 kg	153 件

⑶　資源物回収に対する支援

①　集団資源回収運動の推進

資源の保護及びごみの減量運動を推進するため、町内会・子供会・小中学校ＰＴＡなど552団体において実施した集団資源回収に対し、回収実績量及び実施回数に応じ、奨励費の交付を行っている。

集団資源回収実績表（令和６年度）（１月～12月回収実績）

回収実績量（ｔ）					実施回数（延べ数）	実施団体奨励費総額（千円）
古紙類	ビン類	缶　類	布類・他	合　計		
4,177	43	53	293	4,566	5,365回	26,035 千円

②　雑がみ回収広報袋の作成、配布

平成17年５月より開始している「雑がみ」回収について、平成22年７月１日からの家庭系ごみの有料化実施の事前告知と雑がみの分別回収推進のため、啓発用雑がみ回収広報袋の配布を開始した。平成23年度から４年間は全戸配布を行い、市民に雑がみ分別が定着してきたことから、平成27年度からは全戸配布せず、公民館やコミュニティセンターの窓口、スーパー等小売店、小学校(高学年)、大学への設置及び各種キャンペーンで配布及び、市窓口で転入者への配布を行っている。

⑷　資源物持去り行為防止対策

平成20年６月頃よりごみ集積所から、資源物（古紙類、ビン・カン、ペットボトル）を何者かが持去る行為が後を絶たず、回収量も減少していたため、持去り行為防止を目的として、平成23年３月に山形市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例を改正し､「収集又は運搬の禁止等」を規定した。この改正により、集積所に出された資源物の収集、運搬は、市長及び同条例の施行規則で定める者以外の者は禁止することとした。

その結果、平成23年７月の施行日以降、持去り行為にかかる目撃情報はほとんど寄せられていない。今後も引き続き、持去り行為を防止するため、パトロール等を継続する。

⑸　ごみ減量・もったいないねっと山形との連携

山形市域におけるごみ減量と資源の再利用を促進するために、市民、事業者、行政が共に考え、実践し、相互に協力連携を図る場として「ごみ減量・もったいないねっと山形」が平成18年12月に設立され、雑がみ・食品トレーリサイクルキャンペーン、ごみ減量学習会、フェイスブックや情報誌による情報発信、ごみ減量アドバイザー派遣などの活動を行っている。平成24年10月には、循環型社会功労者環境大臣表彰を受賞した。山形市では、この会と連携・協力しながら循環型社会の形成を目指している。

会員数689（個人491、団体38、事業者160）令和７年３月末時点

⑹　レジ袋削減に向けた取り組み

地球温暖化の防止と循環型の暮らしの実現に向け、ごみを出さないライフスタイルへの転換を図るきっかけとして､「レジ袋の削減に向けた取り組みに関する協定」を締結している。協定参加事業者店舗では、平成20年７月１日からレジ袋の無料配布中止を一斉に実施するとともに、店頭キャンペーンなどの広報･啓発を実施しながら、市民、事業者、行政が連携してレジ袋の削減を推進した。この取り組みをきっかけに、食品用発泡トレーや透明容器、紙製容器包装（雑がみ）の資源化拡大等、三者連携でごみ減量運動を推進している。また、令和２年７月１日からは、全国一斉にレジ袋の有料化に取り組んでいる。

協定事業者	店舗数（令和７年４月１日現在）	マイバッグ持参率（令和７年３月）
食品系スーパー	８社 35店舗	91.0%

⑺　小型家電リサイクル事業　（平成26年７月開始）

家庭から排出されるパソコン・携帯電話などの小型家電には、金、銀、レアメタルなどの希少金属が多く含まれており、それらを埋め立てずに資源として再利用するため、ボックス回収、集団資源回収、イベント回収、持込回収の方法で回収している。

回収品目は、パソコン、電話機、電子ゲーム機、デジタルカメラ、レコーダー・プレーヤー、デジタルカ―用品、ＴＶチューナー関連、その他の８分類、66品目。（令和６年４月に20品目追加）

平成29年度・平成30年度は、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会が主催する「都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト」に参加し、メダルに利用することを目的に回収を実施した。（メダルプロジェクトで活用する品目はパソコン、携帯電話のみ。）

令和６年度回収実績　　回収量：22.9ｔ

⑻　不用品リユース促進事業

①　山形市「メルカリＳｈｏｐｓ」

令和４年２月に株式会社メルカリと連携協定を締結し、循環型社会の形成に取り組んでいる。

令和５年２月には山形市「メルカリＳｈｏｐｓ」を開設し、使わなくなった市の備品や、イベントで市民から引き取った中古家具等を販売し、市民のリユース意識の啓発に取り組んでいる。

販売実績（令和６年度）

売却数	売却額（送料・販売手数料等を含む）
237 点	496,200 円

②　ブックオフ「キモチと。」プログラム

令和６年３月にブックオフコーポレーション株式会社と連携協定を締結し、リユース事業を軸として循環型社会の推進に取り組んでいる。

同月にはブックオフの宅配買取サービス「キモチと。」に山形市のプログラムを開設し、使わなくなった本やＣＤ等をＷＥＢ申込と市庁舎・公民館（７館）に設置したボックスで回収し、リユースにつなげている。また、回収品の査定相当額は山形市に寄附され、地球温暖化対策事業に活用している。

令和６年度寄附受入額　248,353円

４　適正なごみ処理対策（循環型社会推進課・廃棄物指導課）

⑴　ごみ不法投棄対策事業（廃棄物指導課）

平成21年３月に「不法投棄等のない山形市を目指す条例」が制定され、市民、事業者、行政が連携し、廃棄物の適正処理の徹底を図るため、不法投棄の防止や抑止対策を実施している。不法投棄等が発生した箇所には、監視カメラや看板を設置し、地元と連携しながら、再発の防止に取り組んでいる。また、不法投棄110番の設置、民間事業者との通報協定の締結、警察及び各行政機関との連携強化、啓発活動やＨＰ上への情報開示による市民意識の高揚を進めている。

また、令和元年度より、廃棄物適正処理監視員を配置し、廃棄物の不法投棄・不適正保管などを未然防止、適正指導のため市内全域のパトロールを行っている。

⑵　全市一斉清掃（循環型社会推進課）

清掃の実施により、生活環境の浄化と清掃意識の高揚を目的として昭和40年から実施しているもので、４月及び９月に市が期間を設定し、市民自らが地区ごとにまとまり、地区の道路沿線や町内で定めた場所を清掃している。

⑶　ごみ集積所維持管理への支援等（循環型社会推進課）

①　町内会等への支援

地域の環境保全活動の推進と、環境衛生の向上を図るため、ごみ集積所管理等協力金やごみ集積所設置費等補助金、カラス対策用ネット、ボランティア清掃用ごみ袋（ボランティアごみ袋・シール）を支給し、町内会等が行う集積所の維持管理、地域の清掃活動等を支援している。

ア　ごみ集積所管理等協力金

ごみ集積所の周辺の環境整備を行い、市の廃棄物行政に協力している町内会に対して協力金を支給している。

令和６年度実績　　533町内会　3,446カ所

イ　ごみ集積所設置費等補助

ごみ集積所を新設又は修繕した費用が２万円を超えた場合、町内会に対して補助している。

補助額　　補助対象経費の１／２以内の額（上限５万円※）

※ごみ集積所の利用世帯数が30世帯以上の場合、又はごみ集積所を設置する土地の土木工事等が必要な場合は、上限額は10万円。

令和６年度実績　　63町内会　115件

ウ　カラス対策用ネット

ごみ集積所のカラス被害を防ぎ地域の環境美化を図るため、希望する町内会に対してカラス対策用ネットを支給している。

令和６年度実績　　延べ168町内会　307枚

②　ごみ出し支援

ごみ出しが困難な高齢者・障がい者世帯を支援するため、自宅の玄関先からの戸別収集、又は排出者に代わり集積所にごみを運ぶ地域内の協力者に協力金を支給している。

令和６年度実績　　戸別収集利用世帯　592世帯

ごみ出し協力者　　５世帯

⑷　環境保健推進協議会（循環型社会推進課）

市内30地区に「地区環境保健推進協議会」が組織されており、その連合体として「山形市環境保健推進協議会（平成17年名称変更／（旧）山形市衛生組合連合会）」がある。ごみの分別と減量啓発、生活環境の美化と健康づくりの推進のため、本市と連携して、ごみの分別と減量の啓発、不法投棄防止対策、全市一斉清掃の共催など積極的な活動を行っている。

５　産業廃棄物関連事業（廃棄物指導課）

⑴　産業廃棄物処理業許可及び産業廃棄物処理施設設置許可（令和７年４月１日現在）

①　山形市内で産業廃棄物の収集運搬業（積替え保管を行う場合に限る。）及び処分業を行う場合は、事業者は市の許可を受ける必要がある。

区　分	産業廃棄物		特別管理産業廃棄物	
	収集運搬業	処分業	収集運搬業	処分業
許可件数	55	49	9	2
うち、優良産廃処理業者	4	5	2	1

②　産業廃棄物処理施設（令和７年４月１日現在）

山形市内に廃棄物処理法第15条に規定する産業廃棄物処理施設を設置する場合は、事業者は市の許可を受ける必要がある。

施設の種類	条項	１号	２号	７号	８号	８号の２	13号の２	14号
	施設内容	汚泥の脱水施設	汚泥の乾燥施設	廃プラスチックの破砕施設	廃プラスチックの焼却施設	木くず・がれき類の破砕施設	産業廃棄物の焼却施設	産業廃棄物の最終処分場
許可件数		6	1	8	1	50	0	2

⑵　適正処理の監視

産業廃棄物の最終処分場及び焼却施設に対し放流水や排出ガス等の行政検査を行い、施設管理の実施状況を監視している。

⑶　ＰＣＢ廃棄物対策

①　保管及び処分状況等届出件数（令和６年度届出分）

ＰＣＢ廃棄物等の保管を行っている者は市に届出を行う必要がある。

	届出事業場数	保管事業場数	高濃度ＰＣＢ保管事業場数
届出件数	75	33	6

②　変圧器・コンデンサー類の掘り起こし調査

自家用電気工作物の設置者に対し、変圧器・コンデンサー類の利用状況確認のアンケート調査を平成29年度に県が行い、山形市では令和元年度に県から業務を引き継ぎ、未回答者への督促、回答内容の精査等のフォローアップ調査を行った。高濃度の変圧器・コンデンサー類の計画的処理完了期限は令和４年度末で終了した。

掘り起こし調査完了率（進捗率）：100％（令和４年度末）

③　安定器の掘り起こし調査

ＰＣＢ使用安定器の市内での利用状況を把握するため、令和元年度に、昭和52年３月以前に建築された事業用建物の所有者6,146件にアンケート調査を行った。令和２年度以降は、アンケート未達者及び未回答者の確認、督促を行い、ＰＣＢ廃棄物の保管者や新たに発見された事業者に対して処分の指導を行った。安定器の計画的処理完了期限は令和５年度末で終了した。

掘り起こし調査完了率（進捗率）：100％（令和４年度末）

④　低濃度ＰＣＢ廃棄物等の調査について

掘り起こし調査の結果より、低濃度ＰＣＢ含有の自家用電気工作物を使用中又は保管している可能性がある事業者に対して、令和６年度からアンケート調査を実施している。低濃度ＰＣＢ廃棄物の処分期間は令和９年３月 31 日までであり、処分に関しては環境大臣が認定する民間の無害化処理認定事業者により行われている。

調査対象：357 事業所（令和７年４月１日現在）

⑷　自動車リサイクル

登録及び許可（令和７年４月１日現在）

山形市内で使用済み自動車の引取及び使用済み自動車からのフロン類の回収を行う場合は、事業者は市に登録する必要がある。また、使用済み自動車の解体及び破砕を行う場合は、事業者は市の許可を受ける必要がある。

区　　分	引取業	フロン類回収業	解体業	破砕業
登録又は許可件数	53	16	1	1

６　一般廃棄物関連事業（廃棄物指導課）

一般廃棄物処理業許可（令和７年４月１日現在）

一般廃棄物の処理（収集運搬・処分）業を行うには市の許可を受ける必要がある。

区　分	一般廃棄物	件　数
収集運搬業許可	ご　み	55
	浄化槽汚泥に限る	10
処分業許可	中間処理	7
	最終処分	1

７　し尿処理等（廃棄物指導課）

⑴　概要

し尿の収集運搬については、業務委託により行い、山形広域環境事務組合所管の山形広域クリーンセンターへ搬入し、処理を行っている。

⑵　処理状況（し尿・浄化槽汚泥合算）　　（容量単位：kℓ）

区分／年度	処理量		
	し　尿	浄化槽汚泥	**総　量**
Ｒ６	2,572	9,949	**12,521**

⑶　し尿処理手数料（汲取料金）（令和７年４月１日現在）

180ℓまで2,300円、180ℓを越える分18ℓ増すごとに230円を加算し算定した額

８　浄化槽関連事業（廃棄物指導課）

⑴　浄化槽清掃業許可・浄化槽保守点検業登録（令和７年４月１日現在）

市内で、浄化槽法に基づく浄化槽清掃業や浄化槽保守点検業を行うには市の許可、登録が必要である。

区　分	件　数
浄化槽清掃業許可件数	10
浄化槽保守点検業登録件数	24

⑵　合併浄化槽設置及び維持管理指導

公衆衛生の向上と生活排水環境の保全を図るため、浄化槽設置事前協議書の受理、審査を行い適正な合併処理浄化槽設置を指導している。

設置後の維持管理については、必要に応じ現場調査等を行い、設置者に対する聞き取りや指導を行っている。

また、補助金交付規程等を制定し、補助対象区域（下水道処理区域外及び農業集落排水処理施設による処理区域外）において、要件に該当する合併処理浄化槽設置者に対し、補助金を交付している。